

資料編

- 1 菊陽町子ども・子育て会議条例
- 2 菊陽町子ども・子育て会議委員名簿
- 3 子ども・子育て支援に関する主な事業の連絡先

1 菊陽町子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、菊陽町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 菊陽町子ども・子育て会議委員名簿

平成27年3月31日現在

番号	役職名	氏名	備考
1	委員長	伊藤 良高	熊本学園大学教授
2	副委員長	岩下 育男	町小中学校校長会代表
3	委員	外山 羊子	町立保育所保護者連絡協議会代表
4	委員	佐久間 京子	私立保育所保護者代表
5	委員	川崎 美由紀	美鈴幼稚園保護者代表
6	委員	宇野 功一	町PTA連絡協議会役員代表
7	委員	堤内 志保	放課後児童クラブ保護者代表
8	委員	山辺 喜美子	町立保育所園長会代表
9	委員	塚本 美津代	社会福祉法人 福芳会 こうのとり保育園理事長
10	委員	上村 悟	社会福祉法人 愛 優貴保育園理事長
11	委員	藤原 克充	学校法人 愛和学苑 美鈴幼稚園副理事長
12	委員	荒木 信三郎	放課後児童クラブ指導員代表
13	委員	緒方 麻子	主任児童委員代表
14	委員	難波 由紀子	子育て支援サークル「はぐはぐ」代表
15	委員	田中 健二郎	社会福祉法人 菊陽会 熊本菊陽学園理事長
16	委員	荒牧 珠美	公募委員
17	委員	政岡 好子	公募委員
18	委員	安藤 典子	公募委員

